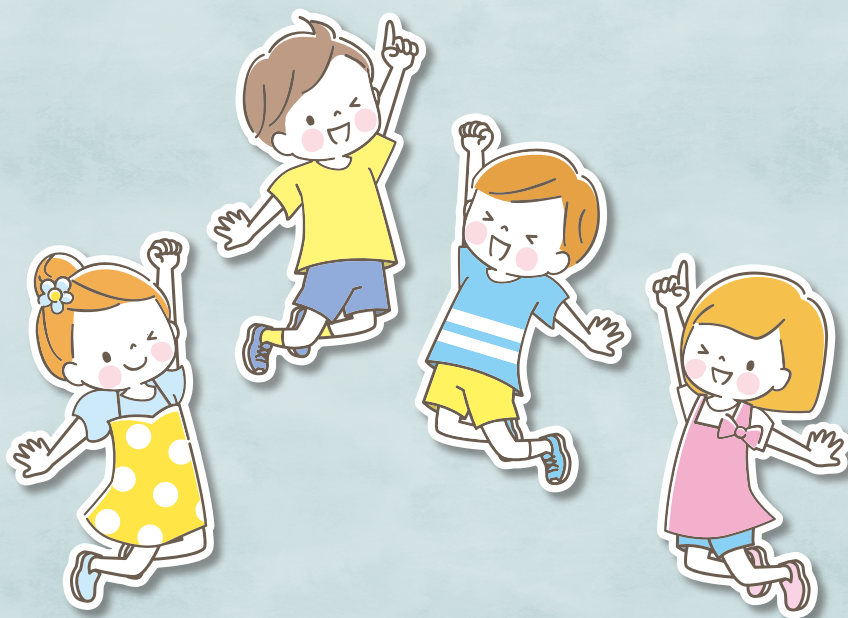


第3章

》教育・保育に係る事業計画



1 教育・保育に係る圏域と人口推計

1-1 圏域の設定

市民ニーズに対応し、計画的な教育・保育サービス等の基盤整備を進めるため、北地区(松原・福重・竹松)、中地区(萱瀬・西大村)及び南地区(大村・鈴田・三浦)の3つの圏域を設定します。

なお、一部の地域子ども・子育て支援事業は市内全域を圏域として設定します。

圏域のイメージ



圏域ごとの人口の現状

(人)

	市全体	北地区	中地区	南地区
0-14歳	15,438	5,737	4,605	5,096
15-64歳	58,162	19,651	19,150	19,361
65歳以上	25,524	7,279	8,636	9,609
総計	99,124	32,667	32,391	34,066

資料:住民基本台帳(令和6年4月1日時点)

図22 本市における地域子ども・子育て支援事業の提供区域

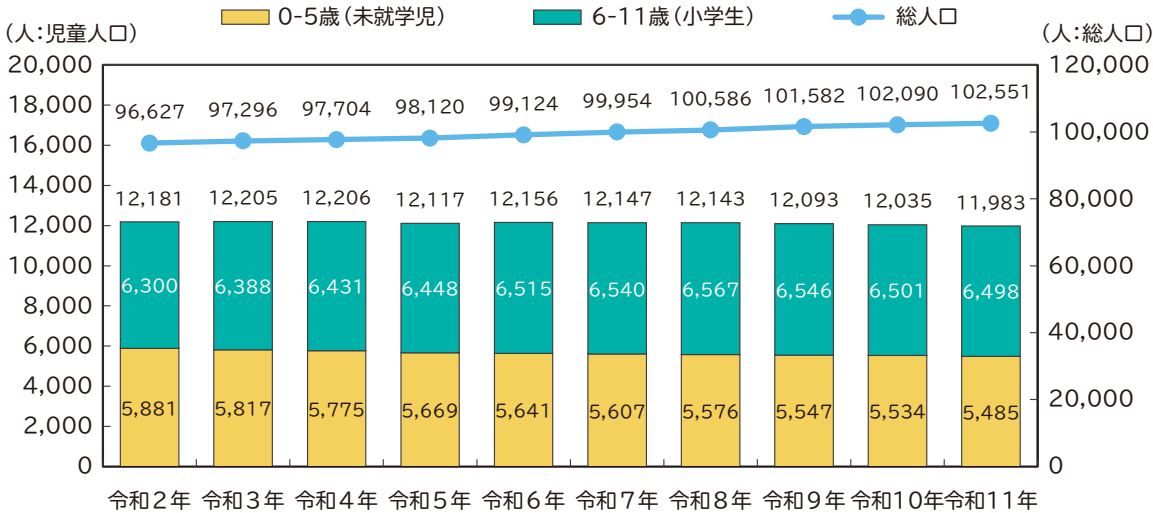
区分 / 施設・施策・事業名		区 域
教育・保育(1～3号認定)		3圏域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	妊婦健康診査	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	市全域
	子育て短期支援事業	市全域
	ファミリー・サポート・センター事業	市全域
	一時預かり事業	3圏域
	延長保育事業	3圏域
	病児保育事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	3圏域
	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	市全域
	認定こども園特別支援教育・保育事業	市全域
	子育て世帯訪問支援事業	市全域
	妊婦等包括相談支援事業	市全域
	乳幼児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	市全域
	産後ケア事業	市全域

1-2 圏域ごとのこどもの人口推計

本市の総人口は増加傾向となっています。今後もこの傾向が続くと仮定し、各圏域の人口を、住民基本台帳人口をもとにコーホート変化率法で下記のとおり推計しました。

総人口は今後も増加し、9万人台後半から10万人台で推移する見込みです。12歳未満人口は、多少の増減があるものの、おおむね横ばいで推移する見込みです。

図23 住民基本台帳人口による本市の人口の推移と推計



資料:住民基本台帳(各年4月1日時点)※令和7年以降は住民基本台帳のデータに基づく推計値

市全体 (人)

	令和6年	令和11年	増減
総人口	99,124	102,551	2,256
うち0-5歳(未就学児)	5,641	5,485	-156
うち6-11歳(小学生)	6,515	6,498	-17

北地区 (人)

	令和6年	令和11年	増減
総人口	32,667	34,899	2,232
うち0-5歳(未就学児)	2,089	2,218	129
うち6-11歳(小学生)	2,472	2,494	22

中地区 (人)

	令和6年	令和11年	増減
総人口	32,391	32,084	-307
うち0-5歳(未就学児)	1,737	1,618	-119
うち6-11歳(小学生)	1,873	1,880	7

南地区 (人)

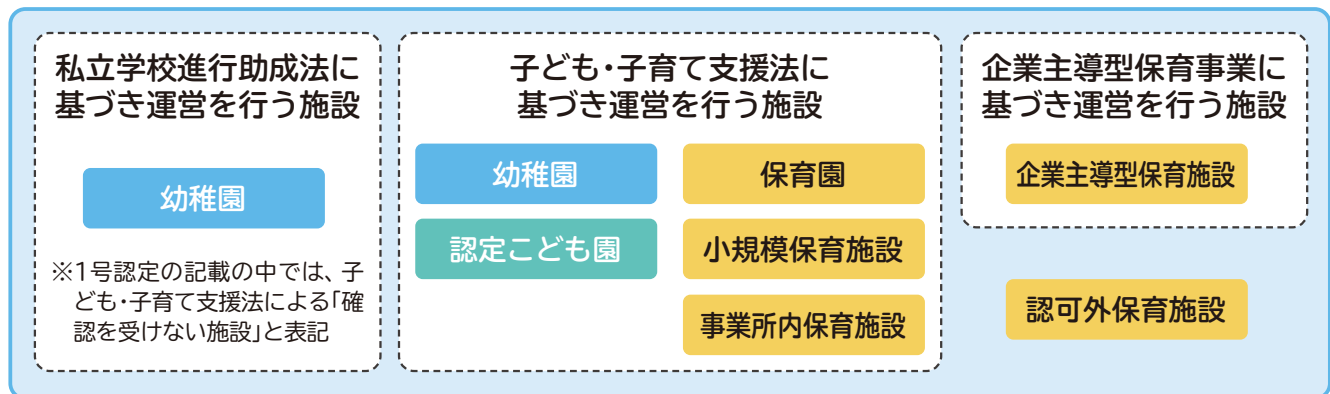
	令和6年	令和11年	増減
総人口	34,066	34,397	331
うち0-5歳(未就学児)	1,815	1,649	-166
うち6-11歳(小学生)	2,170	2,124	-46

2 サービスの見込み量と確保の量※11

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業について、3圏域ごとの人口推計と子育て世代アンケートによるニーズ量等から令和11年度までの量の見込みを算出し、施設の定員や現在の利用者数等から各年度の確保の量を算出しました。なお、量の見込み及び確保の量は、一部の事業を除き、各年度末現在の数値を示しています。

2-1 教育・保育

本市における教育・保育施設の類型



幼稚園	3～5歳のこどもの教育を行う施設
認定こども園	幼稚園と保育園の両方のよさを併せ持ち、0～5歳のこどもの教育・保育を一体的に行う施設
保育園	保育を必要とする0～5歳のこどもを保育する施設
小規模保育施設	保育を必要とする0～2歳のこどもを保育する施設(利用定員は6人～19人)
事業所内保育施設	従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもを保育する施設
企業主導型保育施設	企業が単独又は共同で設置し、従業員のこどものほか、地域において保育を必要とするこどもを保育する施設
認可外保育施設	都道府県知事の認可を受けていないが、保育園と同様の業務を目的とする施設

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性※12を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています(子ども・子育て支援法第19条等)。

認定の種類	対象年齢	保育の必要性	利用する施設
1号 教育を希望	3歳以上	必要なし	認定こども園(幼稚園部)、幼稚園
2号 保育を希望		必要あり	認定こども園(保育園部)、保育園
3号 保育を希望	0～2歳		認定こども園(保育園部)、保育園、小規模保育施設、事業所内保育施設

※11 計画策定時点で見込まれる供給可能な量。

※12 保護者及び同居の親族などが、就労、妊娠、出産、疾病などにより、自宅でこどもを保育できないと認められる場合を、「保育の必要性がある」という。

(1) 1号認定

市内には、現在、特定教育・保育施設※13は幼稚園2園、認定こども園(幼稚園部)17園の19園、確認※14を受けない施設は幼稚園1園の全20園があります。

共働き世帯の増加等により保育の必要性があるこどもが増加していますが、幼稚園の預かり保育を合わせた利用も、その一部を担っています。

1号認定施設の見込み量は、ほぼ横ばいで推移すると思われます。市内全域においておおむね需要を満たしており、定員は確保できている状態です。

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,033	1,033	1,034	1,016	1,014	996
②確保の量	1,087	1,039	1,047	1,047	1,056	1,056
特定教育・保育施設	772	724	732	732	741	741
確認を受けない幼稚園	315	315	315	315	315	315
過不足(②-①)	54	6	13	31	42	60

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	247	247	247	243	243	238
②確保の量	226	226	237	237	237	237
特定教育・保育施設	226	226	237	237	237	237
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-21	-21	-10	-6	-6	-1

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	257	257	257	253	252	248
②確保の量	305	251	248	248	248	248
特定教育・保育施設	305	251	248	248	248	248
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	48	-6	-9	-5	-4	0

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	529	529	530	520	519	510
②確保の量	556	562	562	562	571	571
特定教育・保育施設	241	247	247	247	256	256
確認を受けない幼稚園	315	315	315	315	315	315
過不足(②-①)	27	33	32	42	52	61

※13 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。

※14 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とすること。

(2) 2号認定・3号認定

市内には、現在、認定こども園(保育園部)17園、保育園20園、小規模保育14園、認可外保育施設1園、事業所内保育3園、企業主導型保育6園の全61園があります。

これまで、市及び各施設においては、高い保育ニーズに対応するため、保育士確保策として、保育士養成学校に通う生徒への合同説明会や施設の見学バスツアー、就職祝金等の支給及び保育士負担軽減を図る取組等を実施してきましたが、保護者の働き方の多様化等に伴う保育ニーズの更なる増加により、受け皿が不足する状況があります。

確保の量としては、引き続き高い見込み量で推移することを踏まえ、施設の定員の100%を超えてこどもを受け入れる弾力運用を2号認定はおおむね106%、3号認定はおおむね113%行い、受け皿の確保を図ります。

不足分については、既存施設の定員増を行い、それでもなお確保ができない場合は、施設の新規開設により受け皿を確保します。

① 2号認定

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,993	2,039	2,040	2,000	1,986	1,953
②確保の量	1,944	1,948	1,929	1,938	1,938	1,938
特定教育・保育施設	1,893	1,897	1,878	1,887	1,887	1,887
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	51	51	51	51	51	51
過不足(②-①)	-49	-91	-111	-62	-48	-15

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	618	632	632	654	690	693
②確保の量	602	605	605	614	614	614
特定教育・保育施設	583	586	586	595	595	595
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	19	19	19	19	19	19
過不足(②-①)	-16	-27	-27	-40	-76	-79

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	671	687	667	651	602	605
②確保の量	676	671	668	668	668	668
特定教育・保育施設	676	671	668	668	668	668
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	5	-16	1	17	66	63

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	704	720	741	695	694	655
②確保の量	666	672	656	656	656	656
特定教育・保育施設	634	640	624	624	624	624
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	32	32	32	32	32	32
過不足(②-①)	-38	-48	-85	-39	-38	1

② 3号認定

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1,928	1,980	1,955	1,976	1,974	1,975
②確保の量	1,773	1,795	1,792	1,792	1,792	1,792
特定教育・保育施設	1,707	1,729	1,726	1,726	1,726	1,726
認可外保育施設	15	15	15	15	15	15
企業主導型(地域枠)	51	51	51	51	51	51
過不足(②-①)	-155	-185	-163	-184	-182	-183

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	627	644	644	635	614	616
②確保の量	553	565	568	568	568	568
特定教育・保育施設	536	548	551	551	551	551
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	17	17	17	17	17	17
過不足(②-①)	-74	-79	-76	-67	-46	-48

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	642	659	664	688	707	708
②確保の量	584	587	585	585	585	585
特定教育・保育施設	584	587	585	585	585	585
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-58	-72	-79	-103	-122	-123

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	659	677	647	653	653	651
②確保の量	636	643	639	639	639	639
特定教育・保育施設	587	594	590	590	590	590
認可外保育施設	15	15	15	15	15	15
企業主導型(地域枠)	34	34	34	34	34	34
過不足(②－①)	-23	-34	-8	-14	-14	-12

0 歳

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	535	550	543	548	547	549
②確保の量	491	498	497	497	497	497
特定教育・保育施設	473	480	479	479	479	479
認可外保育施設	4	4	4	4	4	4
企業主導型(地域枠)	14	14	14	14	14	14
過不足(②-①)	-44	-52	-46	-51	-50	-52

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	174	179	179	176	170	171
②確保の量	153	157	158	158	158	158
特定教育・保育施設	148	152	153	153	153	153
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	5	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	-21	-22	-21	-18	-12	-13

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	178	183	184	191	196	197
②確保の量	162	163	162	162	162	162
特定教育・保育施設	162	163	162	162	162	162
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-16	-20	-22	-29	-34	-35

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	183	188	180	181	181	181
②確保の量	176	178	177	177	177	177
特定教育・保育施設	163	165	164	164	164	164
認可外保育施設	4	4	4	4	4	4
企業主導型(地域枠)	9	9	9	9	9	9
過不足(②-①)	-7	-10	-3	-4	-4	-4

1 歳

市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	676	694	686	692	692	692
②確保の量	622	629	628	628	628	628
特定教育・保育施設	599	606	605	605	605	605
認可外 保育施設	5	5	5	5	5	5
企業主導型(地域枠)	18	18	18	18	18	18
過不足(②-①)	-54	-65	-58	-64	-64	-64

北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	220	226	226	222	215	216
②確保の量	194	198	199	199	199	199
特定教育・保育施設	188	192	193	193	193	193
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	6	6	6	6	6	6
過不足(②-①)	-26	-28	-27	-23	-16	-17

中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	225	231	233	241	248	248
②確保の量	205	206	205	205	205	205
特定教育・保育施設	205	206	205	205	205	205
認可外 保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-20	-25	-28	-36	-43	-43

南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	231	237	227	229	229	228
②確保の量	223	225	224	224	224	224
特定教育・保育施設	206	208	207	207	207	207
認可外 保育施設	5	5	5	5	5	5
企業主導型(地域枠)	12	12	12	12	12	12
過不足(②-①)	-8	-12	-3	-5	-5	-4

2 歳

■ 市全域

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	717	736	726	736	735	734
②確保の量	660	668	667	667	667	667
特定教育・保育施設	635	643	642	642	642	642
認可外保育施設	6	6	6	6	6	6
企業主導型(地域枠)	19	19	19	19	19	19
過不足(②-①)	-57	-68	-59	-69	-68	-67

■ 北地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	233	239	239	237	229	229
②確保の量	206	210	211	211	211	211
特定教育・保育施設	200	204	205	205	205	205
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	6	6	6	6	6	6
過不足(②-①)	-27	-29	-28	-26	-18	-18

■ 中地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	239	245	247	256	263	263
②確保の量	217	218	218	218	218	218
特定教育・保育施設	217	218	218	218	218	218
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
企業主導型(地域枠)	0	0	0	0	0	0
過不足(②-①)	-22	-27	-29	-38	-45	-45

■ 南地区

(人) ※年度末の利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	245	252	240	243	243	242
②確保の量	237	240	238	238	238	238
特定教育・保育施設	218	221	219	219	219	219
認可外保育施設	6	6	6	6	6	6
企業主導型(地域枠)	13	13	13	13	13	13
過不足(②-①)	-8	-12	-2	-5	-5	-4

2-2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

保護者からの相談に応じ、教育・保育施設を円滑に利用できるよう、必要な情報の提供、相談、利用支援を行う事業です。

保育コンシェルジュ2名を配置し、必要な事務に対応します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

主に在宅の子育て家庭の親子の交流等を促進し、子育てのストレス軽減や育児不安の解消を図ることを目的に、地域において子育てに関する相談、情報提供等を行う事業です。

こども未来館を含む市内の11施設で見込み量に対する受け皿を確保します。

(人) ※0～2歳児の1月当たりの延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,057	2,057	2,029	2,048	2,041	2,043
実施箇所数(か所)	11	11	11	11	11	11

(3) 妊婦健康診査

妊娠中の母体の健康管理と胎児の健やかな発育を促すため、母子健康手帳及び14回分の妊婦健康診査受診票を発行し、妊娠月週数に応じた検査を受けることができる事業です。

市内3施設に加えて、市外の施設でも実施しています。

(人) ※対象者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	865	851	849	851	853	851

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等を行うため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。

保健師、助産師、母子保健推進員等が各家庭を訪問します。

(人) ※対象者数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	859	845	843	845	847	845

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

養育支援訪問事業

保健師、助産師が、特に養育支援を必要とする家庭を訪問して、子育てに関する相談等を行い、保護者の養育能力を向上させる事業です。

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、支援が必要な家庭の把握を確実に行います。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	36	36	36	36	36	36

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワークやこども・家庭を取り巻く関係機関などが連携し、児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応を行います。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(ショートステイ)です。市内4施設、市外1施設に委託して必要な受け皿を確保していきます。

(日) ※延べ利用日数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	288	288	286	285	284	282
実施箇所数(か所)	5	5	5	5	5	5

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者(おねがい会員)と当該援助を行うことを希望する者(まかせて会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

活動依頼のニーズに対応していくため、まかせて会員の確保を図ります。

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	68	225	350	500	500	500

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育園等で一時的に預かる事業です。保育園の一時預かりは、週3日、月14日以内の利用が可能です。幼稚園の預かり保育は、幼稚園の教育時間以降の預かり保育です。

保育園の一時預かりは、保育士の確保を進め、受け皿の確保に努めます。幼稚園の預かり保育は、おおむね量の確保は可能と見込んでいます。

市全域

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	70,422	70,422	70,491	69,292	69,191	68,031
幼稚園の預かり保育	63,978	63,978	64,086	62,915	62,829	61,723
保育園の一時預かり	6,444	6,444	6,405	6,377	6,362	6,308
B 確保の量	94,010	94,010	94,010	94,010	94,010	94,010
幼稚園の預かり保育	85,204	85,204	85,204	85,204	85,204	85,204
保育園の一時預かり	8,806	8,806	8,806	8,806	8,806	8,806
過不足(B-A)	23,588	23,588	23,519	24,718	24,819	25,979
幼稚園の預かり保育	21,226	21,226	21,118	22,289	22,375	23,481
保育園の一時預かり	2,362	2,362	2,401	2,429	2,444	2,498

北地区

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	26,450	26,450	26,432	27,397	28,946	29,091
幼稚園の預かり保育	24,030	24,030	24,030	24,876	26,285	26,394
保育園の一時預かり	2,420	2,420	2,402	2,521	2,661	2,697
B 確保の量	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988	29,988
幼稚園の預かり保育	26,656	26,656	26,656	26,656	26,656	26,656
保育園の一時預かり	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332	3,332
過不足(B-A)	3,538	3,538	3,556	2,591	1,042	897
幼稚園の預かり保育	2,626	2,626	2,626	1,780	371	262
保育園の一時預かり	912	912	930	811	671	635

■ 中地区

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	21,341	21,341	20,682	20,063	18,462	18,383
幼稚園の預かり保育	19,388	19,388	18,803	18,217	16,764	16,678
保育園の一時預かり	1,953	1,953	1,879	1,846	1,698	1,705
B 確保の量	17,612	17,612	17,612	17,612	17,612	17,612
幼稚園の預かり保育	16,898	16,898	16,898	16,898	16,898	16,898
保育園の一時預かり	714	714	714	714	714	714
過不足(B-A)	-3,729	-3,729	-3,070	-2,451	-850	-771
幼稚園の預かり保育	-2,490	-2,490	-1,905	-1,319	134	220
保育園の一時預かり	-1,239	-1,239	-1,165	-1,132	-984	-991

■ 南地区

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	22,631	22,631	23,377	21,832	21,781	20,557
幼稚園の預かり保育	20,560	20,560	21,253	19,822	19,778	18,651
保育園の一時預かり	2,071	2,071	2,124	2,010	2,003	1,906
B 確保の量	46,410	46,410	46,410	46,410	46,410	46,410
幼稚園の預かり保育	41,650	41,650	41,650	41,650	41,650	41,650
保育園の一時預かり	4,760	4,760	4,760	4,760	4,760	4,760
過不足(B-A)	23,779	23,779	23,033	24,578	24,629	25,853
幼稚園の預かり保育	21,090	21,090	20,397	21,828	21,872	22,999
保育園の一時預かり	2,689	2,689	2,636	2,750	2,757	2,854

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもに関し、保育園や認定こども園が通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。市内44園の保育園、認定こども園(保育園部)等で事業を行っています(うち市立2園)。

見込み量は、ほぼ横ばいで各地区においても需要を満たしており、確保できています。

■ 市全域

(人) 実利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	1,710	1,710	1,701	1,692	1,688	1,673
B 確保の量	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046
過不足(B-A)	336	336	345	354	358	373

■ 北地区

(人) 実利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	654	654	659	665	674	677
B 確保の量	813	813	813	813	813	813
過不足(B-A)	159	159	154	148	139	136

■ 中地区

(人) 実利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	514	514	505	507	494	493
B 確保の量	566	566	566	566	566	566
過不足(B-A)	52	52	61	59	72	73

■ 南地区

(人) 実利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	542	542	537	520	520	503
B 確保の量	667	667	667	667	667	667
過不足(B-A)	125	125	130	147	147	164

(10) 病児保育事業

病気に罹患した児童について、集団保育又は家庭における保育が困難な場合に市が委託する医療機関において一時的に保育を提供する事業です。市内3か所の小児科医院に付設した施設で事業を行っています。

この他、民間の事業として1施設で病児保育を実施しています。

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	963	1,038	1,032	1,027	1,024	1,015
実施箇所数(か所)	3	3	3	3	3	3
B 確保の量	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592	2,592
過不足(B-A)	1,629	1,554	1,560	1,565	1,568	1,577

(11) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

就労・疾病その他の理由により、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

現状は、市内59施設で実施しており、運営の委託又は運営費補助及び市独自の家賃補助を行っています。

市全域において見込み量に対する受け皿を確保できていますが、引き続き高いニーズがあり、特定の地域(小学校区)によっては不足する状況があるため、施設の新規開設等を促進します。

■ 市全域

(人) ※年度当初の利用人数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	2,163	2,207	2,208	2,197	2,183	2,177
1年生	586	598	599	596	591	591
2年生	536	547	547	544	541	539
3年生	459	468	468	467	464	462
4年生	301	307	307	306	304	302
5年生	184	188	188	186	186	185
6年生	97	99	99	98	97	98
B 確保の量	2,298	2,338	2,378	2,418	2,458	2,498
過不足(B-A)	135	131	170	221	275	321

■ 北地区

(人) ※年度当初の利用人数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	828	856	856	852	847	844
1年生	231	232	232	231	229	229
2年生	210	212	212	211	210	209
3年生	181	182	182	181	180	179
4年生	106	119	119	119	118	117
5年生	71	73	73	72	72	72
6年生	29	38	38	38	38	38
B 確保の量	891	891	891	891	891	931
過不足(B-A)	63	35	35	39	44	87

■ 中地区

(人) ※年度当初の利用人数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	535	548	549	546	542	541
1年生	147	148	149	149	148	147
2年生	128	136	136	135	134	134
3年生	109	116	116	116	115	115
4年生	85	76	76	76	75	75
5年生	49	47	47	46	46	46
6年生	17	25	25	24	24	24
B 確保の量	571	611	611	651	691	691
過不足(B-A)	36	63	62	105	149	150

■ 南地区

(人) ※年度当初の利用人数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	800	803	803	799	794	792
1年生	208	218	218	216	214	215
2年生	198	199	199	198	197	196
3年生	169	170	170	170	169	168
4年生	110	112	112	111	111	110
5年生	64	68	68	68	68	67
6年生	51	36	36	36	35	36
B 確保の量	836	836	876	876	876	876
過不足(B-A)	36	33	73	77	82	84

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育を受ける児童の保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入品及び行事費の助成を行う事業です。支援が必要な対象者に確実に助成ができるよう、制度の周知に努めます。

(人) ※対象児童数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	98	98	98	98	98	98

(13) 認定こども園特別支援教育・保育事業

健康面や発達面において特別な支援が必要な1号認定のこどもを受入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

引き続き、特別な支援が必要なこどもを受け入れることができるよう、施設と連携し、進めていきます。

(人) ※対象児童数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	41	45	49	53	58	63

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

教育・保育施設、学校、医療機関等と連携し、支援が必要な家庭の把握に努めます。

(日) ※延べ利用日数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	—	576	576	576	576	576

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

包括的な支援を行うための体制強化を図り、事業を進めていきます。

(回) ※延べ実施回数数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	—	2,535	2,529	2,535	2,541	2,535
妊娠届け出数(人)	—	845	843	845	847	845
面談回数(回/人)	—	3	3	3	3	3

(16) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園支援制度で、令和8年度から実施予定です。

市内の教育・保育施設や地域子育て支援拠点等において、必要なニーズに対応できるよう受け皿の確保に努めます。

(人) ※1日当たりの利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 見込み量	—	—	32	32	32	32
B 確保の量	—	—	32	32	32	32
過不足(B-A)	—	—	0	0	0	0

(17) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

関係機関と連携し、必要な支援を行います。

(人) ※延べ利用人数

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	521	586	586	586	586	586

3 市立園、幼児教育・保育支援センター

(1) 第2期プランにおける市立園の今後の方針について

令和2年3月に策定した「第2期おおむら子ども・子育て支援プラン」において、市立園の今後の方針を次のとおりとしました。

①幼稚園(大村幼稚園、西大村幼稚園、福重幼稚園)

- 周辺の幼稚園・こども園における受入先の確保状況や園児数の推移等を踏まえながら、段階的に閉園の方向で進めていく。

②放虎原こども園

- 幼児教育アドバイザーとして専門職員(保育教諭等)を配置し、市全体の保育力・子育て力向上のための研究や企画立案など、教育研究機能を強化する。
- 配慮が必要なこどもへの適切な保育、保護者への対応など、市内保育施設への支援や連携等を担い、特別支援教育機能を強化する。

③三城保育所

- 高い保育ニーズの状況が続いているため、市全体で安定的な入所環境が整うまでの間は運営を継続する。

①については、周辺地域での受け皿の確保ができていることや施設の老朽化が進んでいることなどから、令和4年度末に、大村幼稚園、西大村幼稚園及び福重幼稚園を閉園しました。

②については、上記①の市立幼稚園閉園に合わせて、令和5年4月に、放虎原こども園内に、教育・保育施設への巡回訪問や研修・研究の提供等を通じて、教育・保育施設やそこに従事する保育者の支援を行う「幼児教育・保育支援センターいっぽ」を設置しました。幼児教育・保育支援センターは、業務拡充のため、令和6年4月にこどもセンター内に移転しています。

また、③については、三城保育所園舎の老朽化・耐震性確保のため、令和5年2月に移転し、定員を90人から50人へ段階的に削減しています。

(2) 教育・保育施設を取り巻く環境について

核家族化の進行や共働き世帯が増加を続けていることに伴い、保育のニーズは引き続き増加しています。

また、保護者の働き方の多様化や入園時期の低年齢化に加え、配慮を必要とするこどもが増加傾向にあります。

このような中、保育者に課せられる業務への負担感は大きく、市全体の保育者の資質及び専門性の向上とともに、教育・保育環境の改善・充実に積極的に取り組む必要があります。

(3) 市立園、幼児教育・保育支援センター等の役割

① 市内施設の教育・保育力の向上

本市では、保育ニーズの増加に伴い、非常勤、短時間勤務の保育士、子育て支援員、保育補助員など、多様な職員で対応している現状があります。

幼児教育・保育支援センターが中心となって、今日的な課題や現場のニーズに応じた研修会の企画・実施、市立園と連携・協働した教育・保育現場の公開など、施設類型を問わず学びを共有する場を設け、市全体の職員の更なる資質及び教育・保育の質の向上を図ります。

② 特別な配慮が必要なこどもへの適切な支援

昨今の社会環境の変化に伴い、特別な配慮が必要なこどもが増加しており、一人ひとり、それぞれの異なる特性や背景を理解しながら、きめ細やかに対応していくことが求められています。

幼児教育・保育支援センターが巡回相談等の窓口となり、庁内関係部署や関係機関と連携・協働を図りながら、特別な配慮が必要なこどもを継続的に支援していきます。教育・保育施設を訪問する中で、よりよい支援方法などを保育者と共に検討し、市全体の専門的スキルの向上を図ります。

③ 幼保小連携・接続の推進

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、こどもの発達や学びが連続していることに留意し、切れ目なくこどもの育ちや学びを丁寧につないでいくことが求められています。

教育・保育施設職員と小学校職員との合同研修会を開催し、互いの教育の相互理解を図ります。また、市立園が、幼保小連携・接続の推進拠点園となり、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るモデルとなる取組を行い、市全体に広げていきます。

(4) 市立園、幼児教育・保育支援センターの今後の方針について

放虎原こども園

幼児教育・保育センターと連携・協働し、幼保小連携・接続モデル園として、関係機関等との合同研修会において教育・保育の現場を公開するなど、保育力の向上を図ります。

三城保育所

0～2歳児の保育の質の向上を推進するモデル園として、教育・保育施設職員に保育の現場を公開するなど、保育力の向上を図ります。

また、高い保育ニーズの状況が続いているため、市全体で安定的な入所環境が整うまでの間は運営を継続します。

幼児教育・保育支援センター

教育・保育施設の各種相談窓口となり、園を訪問するなどして現状を把握、庁内の関係部署や外部関係機関と連携しながら、専門的な支援の強化を図ります。

今日的な課題や現場のニーズに応じた研修会を企画・実施し、教育・保育施設の要請に応じて園内研修もコーディネートします。また、市立園と共同研究を行い、その成果を市全体に共有します。